

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第29号

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則（平成17年総社市規則第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>保留地の処分に関するその他の契約方法</u>) 第20条 保留地の処分に関する契約の方法については、<u>この規則</u>に定めるもののほか、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）の定めるところによる。 (<u>清算金の額の通知</u>) 第21条 施行者は、<u>徴収又は交付すべき清算金の額を決定したときは、清算金額決定通知書</u>（様式第8号）により<u>清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知するものとする。</u></p>	<p>(<u>その他</u>) 第20条 保留地の処分に関する契約の方法については、<u>本章</u>に定めるもののほか、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）の定めるところによる。 (<u>清算金の納付又は交付の通知</u>) 第21条 <u>条例第25条の規定による清算金の納付又は交付の期限及び場所の通知は、清算金徴収（交付）通知書</u>（様式第8号）により納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(清算金の分割納付)</p> <p>第22条 <u>清算金を納付すべき者が、条例第26条第2項の規定により清算金を分割して納付しようとする場合は、清算金分割納付申出書(様式第9号)により施行者に申し出なければならない。</u></p> <p>2 施行者は、前項の<u>申出</u>に対し清算金の分割納付を承認したときは、<u>清算金分割徴収決定通知書(様式第10号)により当該申出をした者に通知するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(清算金の繰上納付)</p> <p>第23条 <u>前条第2項の規定による清算金の分割納付の承認を受けた者が、条例第26条第7項の規定により清算金の繰上納付を行う場合は、清算金繰上納付申出書(様式第11号)により施行者に申し出なければならない。</u></p> <p>2 施行者は、前項の<u>申出</u>に対し清算金の繰上納付を承認したときは、<u>清算金繰上徴収決定通知書(様式第12号)により当該申出をした者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、清算金に付すべき利子は、前回の納付期限の翌日から繰上徴収する日までの日割計算とする。</u></p>	<p>(清算金の分割納付)</p> <p>第22条 <u>条例第26条第2項の規定により清算金の分割納付を希望する者は、清算金分割納付申請書(様式第9号)により施行者に申請しなければならない。</u></p> <p>2 施行者は、前項の<u>申請</u>に対し清算金の分割納付を承認したときは、<u>清算金分割納付承認書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第26条第3項の規定による清算金の分割交付又は分割納付に係る通知は、清算金分割交付(納付)通知書(様式第11号)により交付を受けるべき者又は納付すべき者に通知するものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(清算金の繰上納付)</p> <p>第23条 <u>条例第26条第7項の規定により清算金の繰上納付を行う場合の金額は、前条に規定する清算金分割納付通知書に記載された毎回の清算元金を単位とする。</u></p> <p>2 <u>繰上納付金に付する利子は、納付の日までの日割計算とする。</u></p> <p>(清算金の繰上交付)</p> <p>第24条 <u>条例第26条第8項の規定により清算金の繰上交付を受けようとする者は、清算金繰上交付申請書(様式第12号)により施行者に申請しなければならない。</u></p> <p>2 施行者は、清算金の分割交付の方法を変更したときは、<u>清算金分割交付方法変更通知書(様式第13号)により清算金の交付を受ける者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>繰上交付金に付する利子は、交付の指定期日までの日割計算とする。</u></p>
<p>(滞納による納付期限の繰上げ)</p> <p>第24条 <u>施行者は、条例第26条第9項の規定により未納の清算金の納付期限の繰上げを行う場合は、清算金繰上徴収通知書(様式第13号)により、当該清算金を納付すべき者に通知するものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、繰上徴収金に付する利子は、繰上後の納付期限ま</p>	<p>(清算金の繰上徴収)</p> <p>第25条 <u>条例第26条第9項の規定により清算金の繰上徴収を行う場合は、清算金繰上徴収通知書(様式第14号)により繰上納期及び繰上徴収金額を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>繰上徴収金に付する利子は、指定期日までの日割計算とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>での日割計算とする。 <u>(清算金に係る債務の引受け)</u> 第25条 清算金を納付すべき債務を引き受けさせ、及び当該債務を引き受けたときは、当該債務を引き受けさせた者及び引き受けた者は、<u>重疊的債務引受申出書（様式第14号）に連署して、施行者に申し出なければならない。</u></p> <p>2 施行者は、前項の申出を承認したときは、<u>重疊的債務引受承認書（様式第15号）により当該申出をした者に通知するものとする。</u> <u>(清算金を納付すべき者の相続)</u> 第26条 清算金を納付すべき者に相続があったときは、相続人は、<u>清算金債権・債務相続申出書（様式第16号）により施行者に申し出なければならない。</u>この場合において、当該相続が共同相続であるときは、当該申出書に、<u>共同相続人が連署し、提出するものとする。</u></p> <p>2 施行者は、前項の申出を承認したときは、<u>清算金債権・債務相続承認書（様式第17号）により、相続人（共同相続の場合は、各共同相続人）に通知するものとする。</u></p> <p>3 施行者は、<u>清算金を納付すべき者に共同相続があった場合において、施行者の指定する期限までに第1項の申出がないときは、法定相続分により、清算金を徴収するものとする。</u>この場合において、施行者は、<u>清算金債務法定相続分徴収通知書（様式第18号）により、各共同相続人に通知するものとする。</u> <u>(督促等)</u> 第27条 施行者は、<u>清算金を納付すべき者が納付期限までに清算金を納付しないときは、納付期限の翌日から30日以内に督促状（様式第19号）を発しなければならない。</u></p> <p>2 督促状に指定する期限は、<u>督促状発付の日から10日を経過した日とする。</u></p> <p>3 <u>条例第27条の規定による督促手数料は、50円とする。</u></p> <p>4 <u>条例第27条の規定による延滞金は、徴収すべき清算金の額に年10.75パーセントの割合を第2項の規定により指定する期限の翌日から納付日までの日割計算により乗じた額とする。</u></p>	<p>(督促等) 第26条 施行者は、<u>徴収すべき清算金を滞納する者があるときは、法第110条第3項の規定により納付期限後30日以内に督促状（様式第15号）を発しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の督促状に指定する納付期限は、督促状発付の日から10日以内とする。</u></p> <p>3 <u>施行者は、督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による督促手数料は、50円とする。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定による延滞金の額は、徴収すべき清算金の額に年10.75パーセントの割合を期日の翌日から支払日までの日割計算により乗じた額とする。</u> <u>(滞納処分)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(徴収職員証)</u></p> <p><u>第28条 法第110条第1項の規定による徴収又は同条第5項の規定による国税滞納処分の例により徴収を行う職員は、徴収職員証(様式第20号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(清算金の交付)</u></p> <p><u>第29条 施行者は、清算金を交付しようとするときは、清算金交付通知書(様式第21号)により清算金の交付を受けるべき者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 清算金の交付を受けるべき者は、請求書(様式第22号)により施行者に請求するものとする。</u></p> <p><u>(清算金に係る債権の譲渡)</u></p> <p><u>第30条 交付を受けるべき清算金について債権の譲渡があったときは、当該債権の譲渡人及び譲受人は、債権譲渡通知書(様式第23号)に連署して、施行者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 施行者は、前項の通知を受けた場合において、これを承認したときは、債権譲渡承諾書(様式第24号)により当該譲渡人及び譲受人に通知するものとする。</u></p> <p><u>(清算金の交付を受けるべき者の相続)</u></p> <p><u>第31条 第26条第1項及び第2項の規定は、清算金の交付を受けるべき者に相続があった場合について準用する。</u></p> <p><u>(供託不要の申出)</u></p>	<p><u>第27条 前条の規定による督促を受けた者が、その督促状において指定した期日までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、施行者は、法第110条第5項の規定によりこれを徴収するものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する徴収事務を行う職員は、徴収職員証(様式第16号)を携帯しなければならない。</u></p> <p><u>(供託に係る申出)</u></p> <p><u>第28条 交付すべき清算金が供託すべきものである場合において、宅地又は宅地に存する権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者が法第103条第1項の規定による通知を受け取った日から14日以内に、施行者に対して供託交付金交付申出書(様式第17号)が提出されたときは、施行者は、その清算金を供託しないものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第32条 法第112条第1項ただし書の規定による申出は、清算金供託不要申出書（様式第25号）により行わなければならない。</u> <u>（供託）</u></p> <p><u>第33条 施行者は、清算金を交付する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該清算金を供託するものとする。ただし、第1号に該当する場合において、先取特権者、質権者又は抵当権者から前条に規定する申出書の提出があったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1）当該清算金に係る宅地又はその宅地についての所有権以外の権利について先取特権、質権又は抵当権が存するとき。</u></p> <p><u>（2）当該清算金の交付を受けるべき者が当該清算金の受領を拒否したとき。</u></p> <p><u>（3）当該清算金の交付を受けるべき者の住所又は居所が不明のとき。</u></p> <p><u>（4）当該清算金の交付を受けるべき者を確知することができないとき。</u> <u>（住所等の変更の届出）</u></p> <p><u>第34条 清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者は、清算金を納付し、又は清算金の交付を受ける前にその氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、住所等変更届出書（様式第26号）を施行者に提出しなければならない。</u> <u>（地積更正）</u></p> <p><u>第35条 条例第18条第1項の規定により基準地積の更正について申請しようとする者は、基準地積更正申請書（様式第27号）を施行者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 施行者は、前項の規定による申請があったときは、条例第18条第2項の規定により当該申請に係る土地の地積を確認して、その結果を基準地積更正決定書（様式第28号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 施行者は、条例第18条第3項又は第4項の規定により基準地積を更正したときは、基準地積更正通知書（様式第29号）により関係権利者に通知するものとする。 <u>（権利の異動等の届出）</u></p> <p><u>第36条 条例第26条第10項又は条例第30条の規定による氏名又は住所の変更の届出は、住所・氏名変更届出書（様式第30号）によるものとする。</u></p> <p>2 条例第31条の規定による権利異動の届出は、権利異動届出書（様式第</p>	<p><u>（地積更正）</u></p> <p><u>第29条 条例第18条第1項の規定により基準地積の更正について申請しようとする者は、基準地積更正申請書（様式第18号）を施行者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 施行者は、前項の規定による申請があったときは、条例第18条第2項の規定により当該申請に係る土地の地積を確認して、その結果を基準地積更正決定書（様式第19号）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 施行者は、条例第18条第3項又は第4項の規定により基準地積を更正したときは、基準地積更正通知書（様式第20号）により関係権利者に通知するものとする。 <u>（権利の異動等の届出）</u></p> <p><u>第30条 条例第26条第10項又は条例第30条の規定による氏名又は住所の変更の届出は、住所・氏名変更届出書（様式第21号）によるものとする。</u></p> <p>2 条例第31条の規定による権利異動の届出は、権利異動届出書（様式第</p>

改正後	改正前
<p>31号)によるものとする。</p> <p>3 相続登記未了の場合の相続権利者（2人以上の場合はその代表者）は、相続届出書（様式第32号）により施行者に届け出なければならない。 （代表者選任通知）</p> <p>第37条 法第130条第2項の規定による宅地の共有者又は共同借地権者の代表者選任の通知は、代表者選任通知書（様式第33号）によるものとする。 （その他）</p> <p>第38条 略</p> <p>様式第8号（第21条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第9号（第22条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第10号（第22条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第11号（第23条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第12号（第23条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第13号（第24条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第14号（第25条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第15号（第25条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第16号（第26条・第31条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第17号（第26条・第31条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第18号（第26条関係） （別紙のとおり）</p> <p>様式第19号（第27条関係）</p>	<p>22号)によるものとする。</p> <p>3 相続登記未了の場合の相続権利者（2人以上の場合はその代表者）は、相続届出書（様式第23号）により施行者に届け出なければならない。 （代表者選任通知）</p> <p>第31条 法第130条第2項の規定による宅地の共有者又は共同借地権者の代表者選任の通知は、代表者選任通知書（様式第24号）によるものとする。 （その他）</p> <p>第32条 略</p> <p>様式第8号（第21条関係） 略</p> <p>様式第9号（第22条関係） 略</p> <p>様式第10号（第22条関係） 略</p> <p>様式第11号（第22条関係） 略</p> <p>様式第12号（第24条関係） 略</p> <p>様式第13号（第24条関係） 略</p> <p>様式第14号（第25条関係） 略</p> <p>様式第15号（第26条関係） 略</p> <p>様式第16号（第27条関係） 略</p> <p>様式第17号（第28条関係） 略</p> <p>様式第18号（第29条関係） 略</p> <p>様式第19号（第29条関係） 略</p>

改正後	改正前
(別紙のとおり)	
<u>様式第20号(第28条関係)</u>	<u>様式第20号(第29条関係)</u> 略
(別紙のとおり)	
<u>様式第21号(第29条関係)</u>	<u>様式第21号(第30条関係)</u> 略
(別紙のとおり)	
<u>様式第22号(第29条関係)</u>	<u>様式第22号(第30条関係)</u> 略
(別紙のとおり)	
<u>様式第23号(第30条関係)</u>	<u>様式第23号(第30条関係)</u> 略
(別紙のとおり)	
<u>様式第24号(第30条関係)</u>	<u>様式第24号(第31条関係)</u> 略
(別紙のとおり)	
<u>様式第25号(第32条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第26号(第34条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第27号(第35条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第28号(第35条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第29号(第35条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第30号(第36条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第31号(第36条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第32号(第36条関係)</u>	
(別紙のとおり)	
<u>様式第33号(第37条関係)</u>	
(別紙のとおり)	


附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第8号（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 

清算金額決定通知書

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行地区内のあなたの宅地又は
権利に係る清算金の額を、次のとおり決定したので通知します。

記

徴収清算金	円
交付清算金	円
うち供託する金額	円

(注意事項)

様式第9号（第22条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

住所

氏名 _____ 印

（電話番号 _____ ）

清算金分割納付申出書

清算金を次のとおり分割納付したいので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例第26条第2項の規定により申し出ます。


納付すべき清算金の額	分割納付回数
円	回

（注意事項）

様式第10号（第22条関係）

第 年 月 日 号

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 

清算金分割徴収決定通知書

年 月 日付けで申出書の提出がありました清算金の分割納付については、これを承認したので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例第26条第3項の規定により通知します。

なお、毎回の納付金額及び納付期限は、次のとおりです。

記

分割納付回数	納付金額			納付期限
	清算金元金	利子	計	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	

(注意事項)

様式第11号（第23条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

住所

氏名 _____ (印)

(電話番号 _____)

清算金繰上納付申出書

年 月 日付け 第 号で分割納付の承認を受けた清算金について、
次のとおり繰上納付したいので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業
施行条例施行規則第23条第1項の規定により申し出ます。

記

繰上納付金額 円

繰上納付する日 年 月 日

(注意事項)

様式第13号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 印

清算金繰上徴収通知書

年 月 日付け 第 号で分割徴収することと決定した清算金について、
第 回分（納付期限 年 月 日）が納付されていないため、岡山県南広域
都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例第26条第9項の規定により、次の
とおり納付期限を繰り上げて徴収しますので通知します。

記

分割納付回数	納付期限繰上後の納付金額			繰上後の納付期限
	清算金元金	利子	計	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	

（教示）

様式第14号（第25条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

債務者（甲）

住所

氏名 _____ (印)

債務引受者（乙）

住所

氏名 _____ (印)

重疊的債務引受申出書

甲と乙は、次のとおり重疊的に債務を引き受ける契約を締結しましたので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第25条第1項の規定により申し出ます。

記

- 1 乙は、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が債権者（施行者 総社市）に対して負担する清算金債務（金 _____ 円）を重疊的に引き受け、甲と連帯して当該債務を履行することを約する。
- 2 土地区画整理法及び同法施行令並びに岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例及び同条例施行規則に定められた清算金債務に関する規定は、乙に対しても適用されることを確認する。

(注意事項)

様式第15号（第25条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 印

重疊的債務引受承認書

年 月 日付けで申出書の提出がありました次の重疊的債務引受については、これを承認したので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第25条第2項の規定により通知します。

記

債務者（甲）

住所

氏名 _____

債務引受者（乙）

住所

氏名 _____


重疊的債務引受の内容

乙は、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が債権者（施行者 総社市）に対して負担する清算金債務（金 _____ 円）を重疊的に引き受け、甲と連帯して当該債務を履行する。

様式第17号（第26条・第31条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 

清算金債権・債務相続承認書

年 月 日付けで申出書の提出がありました清算金の相続については、
次のとおり承認したので通知します。


記

相続人		清算金の額
住所	氏名	

様式第18号（第26条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 

清算金債務法定相続分徴収通知書

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分により確定した
名義の徴収清算金（金 円）については、清算金債権・
債務相続申出書の提出がないことから、次のとおり法定相続分により徴収しますので、
岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第26条第3項の
規定により通知します。


記

相続人		法定相続分	清算金の額
住所	氏名		
			円
			円

様式第19号（第27条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 

督促状

清算金（納付期限： 年 月 日）が納付されておられませんので、次の金額を指定する期限までに納付してください。

記

1 納付金額

清算金元金	円
利子	円
督促手数料	円
計	円

2 指定する期限

（教示）

様式第20号（第28条関係）

(表)

6cm	第	号	徴収職員証		
	写真		所 属	部	課
			氏 名		
			(年 月 日生)	
	年	月	日発行		
				岡 山 県 南 広 域 都 市 計 画 総 社 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 施 行 者	総 社 市 総 社 市 長
					印
	9cm				

(裏)

- 1 岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第28条の規定により、清算金の徴収に関する事務を行う場合は、本証を必ず携帯しなければならない。
- 2 関係人の請求があったときは、いつでも本証を提示しなければならない。
- 3 本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその事由を付して、施行者に届け出なければならない。

様式第21号（第29条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 印

清算金交付通知書

清算金を次のとおり交付しますので、別紙請求書を 年 月 日までに提出
してください。

記

- 1 交付額 円
- 2 交付予定期日 年 月 日

(注意事項)

様式第22号（第29条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

請求者
住所
氏名 _____ (印)

請 求 書

年 月 日付け 第 号で通知があった交付清算金について、次の
とおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関・支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 出張所
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	氏名	

様式第23号（第30条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

譲渡人

住所

氏名 _____ (印)

譲受人

住所

氏名 _____ (印)

債権譲渡通知書

次の清算金に係る債権を譲渡した（譲受した）ので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第30条第1項の規定により通知します。

記


譲渡した（譲受した）債権	譲渡人が権利を有する交付清算金 円のうち、 円の交付請求権
--------------	-------------------------------------

（注意事項）

様式第24号（第30条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 

債権譲渡承諾書

年 月 日付けで通知がありました次の債権譲渡については、これを承諾したので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第30条第2項の規定により通知します。

記

譲渡人

住所

氏名 _____

譲受人

住所

氏名 _____

譲渡した（譲受した）債権

_____ 円

様式第25号（第32条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

住所

氏名 _____ (印)

清算金供託不要申出書

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行地区内の次の宅地又は権利について交付を受ける清算金は、これを供託しないで次の権利者に交付されるよう申し出ます。

記

従前の土地				換地処分後の土地			
町名	地番	地目	地積	町名	地番	地目	地積

権利者	住所	担保権の種類 順位番号 取扱支店名	交付清算金	円
	氏名			

(注意事項)

様式第26号（第34条関係）

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

住所

氏名 _____ (印)

住所等変更届出書

次のとおり変更がありましたので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例第26条第10項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日	変更の原因	
-------	-------	-------	--

	住所又は所在地	氏名又は名称
変更前		
変更後		

年 月 日

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 様

住所
氏名 _____ ㊟

基準地積更正申請書

土地登記簿地積が実測地積と相違していますので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例第18条第1項の規定により、次の宅地の基準地積更正を申請します。

記

1 更正申請宅地の表示

土地の表示	地目	所有者氏名	登記簿地積	実測地積	備考
			m ²	m ²	

2 隣地所有者の確認

土地の表示	地目	隣地所有者住所氏名	確認印	備考

3 添付図面 実測図(縮尺 /)

備考（1）実測図には隣地所有者の割印をし、次の事項を記入してください。

①実測年月日

②地積計算表

③土地家屋調査士が測量を行った場合は、その土地家屋調査士の住所氏名

（2）本申請書は、1件ごとに提出してください。

（3）本申請の宅地の所有者が2人以上のときは、連名にしてください。

様式第28号（第35条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 印

基準地積更正決定書

年 月 日付けであなたから申請のあった基準地積更正については、
次のとおり更正を行いましたので通知します。

記

土地の表示	地目	地積	
		登記簿地積	更正地積
		m ²	m ²

様式第29号（第35条関係）

第 号
年 月 日

様

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総社市
総社市長 印

基準地積更正通知書

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例第18条第3項（第4項）の規定により、次のとおり基準地積を更正しましたので、岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則第35条第3項の規定により通知します。

記

土地の表示	地目	地積	
		登記簿地積	更正地積
		m ²	m ²

様式第30号（第36条関係）

住所・氏名変更届出書

年 月 日

変更後の住所又は氏名					
変更前の住所又は氏名					
生 年 月 日	年 月 日	性別		職業	
氏 名					(印)

岡山県南広域都市計画
 総社駅南地区土地区画整理事業
 施行者 総社市
 総社市長 様

次の土地について存する権利の所有者である、私の住所(氏名)を上記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

大 字	字	地 番	権 利 の 種 別	変 更 年 月 日

備考(1) 上記には、届出人が施行地区内において権利を有するすべての土地を記載してください。

(2) 「権利の種別」欄には、所有権、借地権等の区別を記載してください。

(3) 届出人が法人であるときは、「住所又は氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載し、「生年月日」、「性別」及び「職業」欄には記入の必要はありません。

様式第31号（第36条関係）

権利異動届出書

年 月 日

新権利者	住 所					
	氏 名	⑨				
	生年月日	年 月 日	性別		職業	
旧権利者 又は土地 の所有者	住 所					
	氏 名	⑨				
	生年月日	年 月 日	性別		職業	

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総 社 市
総社市長 様

次のとおり権利異動の登記をしたので届け出ます。

記

大 字	字	地 番	地 積	摘 要	登記年月日

- 備考（１）「摘要」欄には、権利の種類（所有権、借地権等）及び登記の種別（移転、設定等）を具体的に記載してください。
- （２）届出人が法人であるときは、「住所」及び「氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載し、「生年月日」、「性別」及び「職業」欄には記入の必要はありません。
- （３）権利者の連署が得られないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面（土地登記簿謄本等）を添付してください。

様式第32号（第36条関係）

相 続 届 出 書

年 月 日

被相続人	住 所					
	氏 名					
相 続 人 (代表者)	住 所					
	氏 名	⑩				
	生年月日	年 月 日	性 別		職 業	

岡山県南広域都市計画
総社駅南地区土地区画整理事業
施行者 総 社 市
総社市長 様

年 月 日、次のとおり権利を相続したので届け出ます。

記

土地登記簿記載事項又は被相続人が申告した権利				
大 字	字	地 番	地 積	権 利 の 種 別
相 続 人 の 住 所 氏 名				
氏 名		住 所		

備考 相続人が複数のときは、「相続人の住所氏名」欄に列記してください。

代表者選任通知書

年 月 日

共有者 又は 共同借地 権者	住 所					
	氏 名	⑩				
	住 所					
	氏 名	⑩				
	住 所					
	氏 名	⑩				
	住 所					
	氏 名	⑩				
	住 所					
	氏 名	⑩				
	住 所					
	氏 名	⑩				

岡山県南広域都市計画
 総社駅南地区土地区画整理事業
 施行者 総 社 市
 総社市長 様

土地区画整理法第130条第2項の規定により、次のとおり代表者を定めたので通知
 します。

記

代 表 者	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年 月 日	性 別		職 業	
権利の目的となっている土地及び権利の種別						
大 字	字	地 番	地 積	権 利 の 種 別		

備考 この通知書には、共有者、共同借地権者の全員が署名押印し、かつ、全員の印鑑登
 録証明書を添付してください。